

発議第 1 号

令和6年12月13日提出

淡路市議会議長

榎谷 宏 様

提出者	淡路市議会議員	<u>西村 秀一</u>
〃	〃	<u>長瀬 雅宏</u>
〃	〃	<u>戸田 敦大</u>
〃	〃	<u>村田 沙織</u>
〃	〃	<u>古山 久則</u>
〃	〃	<u>多田 耕造</u>
〃	〃	<u>石岡 義恒</u>
〃	〃	<u>岨下 博史</u>
〃	〃	<u>富永 康文</u>
〃	〃	<u>太田 善雄</u>
〃	〃	<u>土井 晴夫</u>
〃	〃	<u>田中 孝始</u>
〃	〃	<u>岬 光彦</u>
〃	〃	<u>松本 英志</u>

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第
1号）第14条第1項の規定により提出する。

（提案理由）

議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、この条例を制定するもので
ある。

淡路市条例第 号

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年淡路
市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

12月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5
-------	--------------	--------------	--------------	---------------

」

を

「

12月1日	100分の 235	100分の 188	100分の 144	100分の 70.5
-------	--------------	--------------	--------------	---------------

」

に改める。

第2条 淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第6条第2項の表中

「

100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5
100分の 235	100分の 188	100分の 141	100分の 70.5

」

を

「

100分の 230	100分の 184	100分の 138	100分の 69
100分の 230	100分の 184	100分の 138	100分の 69

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表
第1条による改正

現 行					改 正 案																																										
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。																																										
<table><tr><th rowspan="2">基準日</th><th colspan="4">在職期間</th></tr><tr><th>6か月</th><th>5か月以上 6か月未満</th><th>3か月以上 5か月未満</th><th>3か月未満</th></tr><tr><td>6月1日</td><td>100分の 225</td><td>100分の 180</td><td>100分の 135</td><td>100分の 67.5</td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の 225</u></td><td><u>100分の 180</u></td><td><u>100分の 135</u></td><td><u>100分の 67.5</u></td></tr></table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5	12月1日	<u>100分の 225</u>	<u>100分の 180</u>	<u>100分の 135</u>	<u>100分の 67.5</u>	<table><tr><th rowspan="2">基準日</th><th colspan="4">在職期間</th></tr><tr><th>6か月</th><th>5か月以上 6か月未満</th><th>3か月以上 5か月未満</th><th>3か月未満</th></tr><tr><td>6月1日</td><td>100分の 225</td><td>100分の 180</td><td>100分の 135</td><td>100分の 67.5</td></tr><tr><td>12月1日</td><td><u>100分の 235</u></td><td><u>100分の 188</u></td><td><u>100分の 141</u></td><td><u>100分の 70.5</u></td></tr></table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5	12月1日	<u>100分の 235</u>	<u>100分の 188</u>	<u>100分の 141</u>	<u>100分の 70.5</u>
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5																																											
12月1日	<u>100分の 225</u>	<u>100分の 180</u>	<u>100分の 135</u>	<u>100分の 67.5</u>																																											
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の 225	100分の 180	100分の 135	100分の 67.5																																											
12月1日	<u>100分の 235</u>	<u>100分の 188</u>	<u>100分の 141</u>	<u>100分の 70.5</u>																																											
3 (略)					3 (略)																																										

淡路市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表
第2条による改正

第2条による改正

現 行					改 正 案																																										
(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="2">基準日</th><th colspan="4">在職期間</th></tr><tr><th>6か月</th><th>5か月以上 6か月未満</th><th>3か月以上 5か月未満</th><th>3か月未満</th></tr><tr><td>6月1日</td><td>$\frac{100分の}{225}$</td><td>$\frac{100分の}{180}$</td><td>$\frac{100分の}{135}$</td><td>$\frac{100分の}{67.5}$</td></tr><tr><td>12月1日</td><td>$\frac{100分の}{235}$</td><td>$\frac{100分の}{188}$</td><td>$\frac{100分の}{141}$</td><td>$\frac{100分の}{70.5}$</td></tr></table> 3 (略)					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	$\frac{100分の}{225}$	$\frac{100分の}{180}$	$\frac{100分の}{135}$	$\frac{100分の}{67.5}$	12月1日	$\frac{100分の}{235}$	$\frac{100分の}{188}$	$\frac{100分の}{141}$	$\frac{100分の}{70.5}$	(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><th rowspan="2">基準日</th><th colspan="4">在職期間</th></tr><tr><th>6か月</th><th>5か月以上 6か月未満</th><th>3か月以上 5か月未満</th><th>3か月未満</th></tr><tr><td>6月1日</td><td>$\frac{100分の}{230}$</td><td>$\frac{100分の}{184}$</td><td>$\frac{100分の}{138}$</td><td>$\frac{100分の}{69}$</td></tr><tr><td>12月1日</td><td>$\frac{100分の}{230}$</td><td>$\frac{100分の}{184}$</td><td>$\frac{100分の}{138}$</td><td>$\frac{100分の}{69}$</td></tr></table> 3 (略)					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	$\frac{100分の}{230}$	$\frac{100分の}{184}$	$\frac{100分の}{138}$	$\frac{100分の}{69}$	12月1日	$\frac{100分の}{230}$	$\frac{100分の}{184}$	$\frac{100分の}{138}$	$\frac{100分の}{69}$
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	$\frac{100分の}{225}$	$\frac{100分の}{180}$	$\frac{100分の}{135}$	$\frac{100分の}{67.5}$																																											
12月1日	$\frac{100分の}{235}$	$\frac{100分の}{188}$	$\frac{100分の}{141}$	$\frac{100分の}{70.5}$																																											
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	$\frac{100分の}{230}$	$\frac{100分の}{184}$	$\frac{100分の}{138}$	$\frac{100分の}{69}$																																											
12月1日	$\frac{100分の}{230}$	$\frac{100分の}{184}$	$\frac{100分の}{138}$	$\frac{100分の}{69}$																																											